

海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に関するスタディグループ（SG）の進め方（案）

1. 本 SG の目的・趣旨

我が国では、海洋生物多様性保全戦略において海洋保護区を定義（※1）している。現在、この定義に基づき、我が国の海洋保護区として既存法で制度化された各規制区域の重複部分を除く面積の合計は約 36 万 9200k m²と試算されている。

一方、我が国の領海および排他的経済水域の合計面積は約 447 万 k m²で、これに占める海洋保護区の割合は約 8.3%となっている。

※1 海洋保護区の定義

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

他方、世界では平成 31 年 1 月現在、イギリス、アメリカ、オーストラリア、フランス、ニュージーランドおよびブラジルの順で、各自国の領海および排他的経済水域（海外領土を含む。）に占める海洋保護区の設定割合が上位（※2）を占めており、全世界の国家管轄権内水域の約 16.8%に海洋保護区を設定しているとされている。

※2 海洋保護区の設定割合の幅

第1位のイギリスは約 47.5%、第6位のブラジルは約 26.6%

生物多様性条約愛知目標（CBD-COP10）や持続可能な開発計画（SDGs：2015年）等、国際的な目標では持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するため、2020年までに沿岸域および海域の10%を保全することとされている。これを受け我が国では「生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年閣議決定）」および「第 3 期海洋基本計画（平成 30 年閣議決定）」で、2020 年までに管轄権内水域の 10%を海洋保護区に設定し、適切に保全・管理することを目標としている。我が国ではこの目標達成に向け、中央環境審議会自然環境部会の答申を受け、平成 31 年 4 月に「沖合海底自然環境保全地域」の指定制度を創設する自然環境保全法の一部改正を行い、答申に盛り込まれた小笠原方面の沖合海域を指定することで具体の整備作業を進めている。

本 SG では、新たな沖合海底自然環境地域の指定に向けた取組の現状に関する情報共有を行うとともに、近々達成する見込みである愛知目標に代わる新たな目標設定を見据え、管轄権内水域の海洋保護区設定割合の更なる拡大に向けた課題および管理方策を議論する。

2. 主な検討テーマ

- (1) 愛知目標 10%達成後における海洋保護区のさらなる拡大に向けた課題
- (2) 利用・開発と調和した海洋保護区拡充の可能性
- (3) 海洋保護区の保全・管理を担う組織の抽出とその課題ならびに公的支援のあり方

※上記のほか、我が国の海洋保護区政策に関連して次の事項を必要に応じ取り扱う。

ア 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等、我が国の海洋環境保全を損なう海洋ごみ対策の進捗状況の把握

イ 国連で検討中の国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全および持続可能な利用に関する動向と新協定作成の検討状況

3. 構成員

(1) 参与

- ・鷲尾参与（主査）
- ・ほか関心を有する参与

(2) 有識者

- ・浦辺徹郎（東京大学名誉教授、国際資源開発研修センター顧問）
- ・白山義久（海洋研究開発機構 特任参事）
- ・牧野光琢（東京大学 大気海洋研究所 国際連携研究センター教授）
- ・森下丈二（東京海洋大学 海洋政策文化学部門 国際海洋政策研究室教授）

(3) 関係府省庁

内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

4. 今後のスケジュール

全3回のSG開催を目処に、次のスケジュール等で進行

(1) 第1回SG（令和元年9月下旬）

- ・SGの進め方・論点整理
- ・関係省庁による海洋保護区に関する現行施策、国際的な動き、今後の予定等の説明

(2) 第2回SG（令和元年10月～11月中）

- ・関係省庁による海洋保護区の管理・保全に資する活動等の説明
- ・外務省によるBBNJ新協定の策定に向けた動きの説明
- ・有識者による説明
- ・中間とりまとめに向けた議論

(3) 第3回SG（令和元年12月中又は令和2年1月中）

- ・今後の海洋保護区政策（拡大に向けた課題と可能性、保全・管理の具体的方策）のあり方の議論
- ・検討課題のとりまとめに向けた議論

※検討内容の広がりや議論の進捗状況により、追加開催を検討